

メガ・システム論

－法は、如何に、「メガ・システムの課題」に答えるべきか－

Perspectives on the Mega-system ; as the case of Mega-system

Initiative organized legal elements on ongoing topic issues

菊池 純一、村上 恭一、金井 司、田村 直史*

【目次】

〔Ⅰ〕メガ・システム論：制度設計及び解釈の中間概念に基づく論点の提起

菊池純一

1. はじめに：中間概念の必要性
2. メガ・システムに基づくイニシアティヴ
3. 主たるメガ・システム特性
 - 3-1 増水環境システム (Aqua flow system) と大気清浄システム (Air cleaning system)
 - 3-2 グローバルビジネス戦略 (GBS; Global Business Scheme)
 - 3-3 クラウドなどの巨大仮想コンピュータシステム (Cyber space renaissance)
 - 3-4 国境を越えた新薬開発 (DNDi; Drugs for Neglected Diseases initiative)
 - 3-5 環境、社会、統治の複合判断投資行動 (Principle with ESG; Environment, Society and Governance) 及び与益パッケージ化の制度設計 (Institution with SOP; Structured Outcome Package)
4. 構造化された与益とファイナンス制度の組合せ；増水環境システムを事例として
 - 4-1 増水環境システムの構造化された与益の構図
 - 4-2 メガ・システムにおけるファイナンス制度の活用に関する諸課題
5. おわりに：イニシアティヴの具体化

〔Ⅱ〕増水と水利環境保護のメガ・システムと信託の権理概念

村上恭一

1. はじめに

*本論文は、青山学院大学大学院法学研究科附置ビジネスローセンターの「メガ・システムの法制度と実務に係るプロジェクト」及び「三井住友トラスト・ホールディングス寄附講座」の一環として、中国復旦大学との間で開催された「日中研究交流フォーラム 2011」において発表したものを再編集したものである。

著者は、以下の通りである。

菊池純一 (青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻知財プログラム担当 教授)

村上恭一 (青山学院大学大学院客員教授、慶應義塾大学大学院特任教授)

金井 司 (三井住友トラスト・ホールディングス CSR 推進室長)

田村直史 (三井住友トラスト・ホールディングス調査役)

2. 基本事項の確認
 - 2-1 排出権と排出枠取引
 - 2-2 環境諸権と法制度論
 - 2-3 他者行為規制としての政策学的性質
 - 2-4 メガ・システム
 - 2-5 本論の立場 共同体主義(communitarianism)としての環境問題
3. 国家又は国民の環境保全義務又は責任としての環境
 - 3-1 right は、権利なのか権理なのか
 - 3-2 社会的共通資本
 - 3-3 Deep Ecology 概念
 - 3-4 グローバル・パブリック・グッツ（地球的公共善）概念
 - 3-5 まとめ
4. 水資源保護を巡る論点
 - 4-1 わが国における水の権 総有
 - 4-2 権利として構成することの問題点
 - 4-3 飲料水源保護の2大分類 ～水源保護か流域保護か～
 - 4-4 川上と川下の経済格差問題
 - 4-5 事例研究 琵琶湖・淀川水系の環境保護政策
 - 4-6 以上から
5. おわりに

[Ⅲ] メガ・システム・イニシアティヴにおける金融機関の役割

金井 司 ・ 田村直史

1. はじめに
2. 日本における環境と金融の最新動向
3. 環境金融の具体例
 - 3-1 三井住友トラスト・グループの環境金融事業に対する考え方
 - 3-2 エコ・トラステーションの2つのテーマ
 - 3-3 気候変動問題に対する具体的取組み事例（信託を活用した排出権取引）
 - 3-4 生物多様性問題に対する具体的取組み事例
4. おわりに

[Ⅰ] メガ・システム論：制度設計及び解釈の中間概念に基づく論点の提起

1. はじめに：中間概念の必要性¹⁾

1) 理論的な中間概念の必要性については、一連の下記資料に基づいている。
Junichi Kikuchi, 'Note on the global business as a new schematization', Business Law on Globalization Process Seminar supported by Microsoft, Graduate School of Law the department of Business Law, Aoyamagakuin University, Tokyo 24th Sept.-17th Dec. 2009.

法の立案を論じるとき、そして、法の射程に係る解釈を論じるとき、法が予定していた事柄に関する立論は多彩となり、時には、収束の見込みのない議論の場と化す場合がある。この論文の中で扱うことになる排出権についての議論もそのような懸念がある。

排出権を排出 (Output) に賦与された権利であるとする。その場合、極めて単純な体系 (System) を想念することが可能である。つまり、それは、一つが排出の反射的作用としての授入 (Input) に賦与された権利を容認することである。もう一つが、排出と授入の差異として存在する付加 (Addition) に賦与された権利をも容認することもその射程に入る。さらには、この付加を根拠にして受益 (Income) が安定的に成立するのであれば、そのシステムを持続させる者の生存は法益として予定することができるであろう。

ここで取り上げたシステムは、授入と排出の差分システムである。このような立論の筋道を描き、かつ、法益の有様を俯瞰するための用具が中間概念である。中間概念は、したがって、思考過程の中では必要になるがその結論部分において自らを消し去るものである。メガ・システムはそのような中間概念の総体であるとして用いることにする。

かつて、藤井・菊池 (1992) は、「先端技術、特に日本が優位性を発揮している領域の技術が、経済のみならずきわめて多角的な経路を通じて、安全保障や経済問題の解決といった国家のバーゲニングパワーに結びつく局面で影響力を持ち始めており、ここでも経済学では従来十分に取り込めなかったこれら隣接領域からの影響が無視できなくなっている。」²⁾、それゆえ、授入と排出の差分システムに基づく立論は根本的動因を説明するには不十分であり、社会の動的、質的要因であるダイナミック・プロパティを明確にする複合的システムを基盤にした理論図式を展開する必要があるとしている。

さらに、菊池 (1993) は、「極めて短期的な視野に基づいて、社会システムの功罪や制度政策の影響を考えることはあっても、50年後、100年後の孫子の代まで影響する社会システム制度政策の枠組みについて、継続的に考える機会は少なかったのではないだろうか。・・・地球環境問題は、単なる生態系の環境問題ではなく、まさに、継続的に行われてきた国づくりの「構造的歪み」である。」とし、その立ち位置をシステム構造の解析に求め、「技術本位制と環境本位制の両輪を同時に作動させるためには、技術革新、制度革新、意識革新の三本柱に支えられた大改造が必要になる。」としている。³⁾

Junichi Kikuchi, 'Aqua System and Global Business Schema', Aqua Project Forum at Fudan University, promoted by Graduate School of Law the department of Business Law, Aoyamagakuin University, Shanghai 13th-15th Nov. 2009.

Junichi Kikuchi, 'the definition of Mega System Initiatives', the AGU series-seminars donated by Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc, 1th Nov. 2011

Junichi Kikuchi, 'Structured Finance on the Mega System; a case of the Aqua Mega System', 1st Mega System Forum for globalized crossover issues, partnership between Fudan University and Aoyamagakuin University, Shanghai 9th-11th Dec. 2011.

2) 藤井美文・菊池純一、『先端技術と経済 技術のダイナミック・プロパティ』、岩波書店、19頁、1992。

3) 菊池純一、「地球時代への突破口」、『環境と経済 地球環境と経済生活の調和をめざして』連合総研、第Ⅱ部第1章、95～106頁、1993。

菊池らが指摘するような複合問題を解くためには、メガ・システムの機能体系を俯瞰した上で、構成要素間の連携プレーを解析することが必要になると考える。

2. メガ・システムに基づくイニシアティヴ

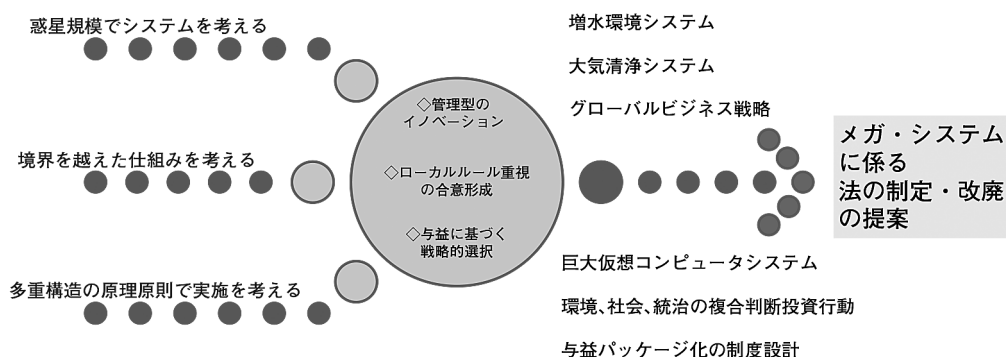
法の制定や改廃について発案することが重要であるとすれば、手続きとしての妥当な過程を踏まえることが求められる。しかし、その重要な提案 (Initiative) の内容について、妥当な論理展開の過程を踏まえその要点を明確にすることは必ずしも要求されてはこなかった。この点を鑑みて、メガ・システムに基づくイニシアティヴにおいては、まず、三つの論理的要件を賦与する。なお、そのような結論に至るための解析については論文の後段において説明する。

イニシアティヴの論理的要件は、第一に、組織的企画案を震源とする管理型のイノベーションを予定していることである。つまり、新しい知の成果を取り入れるためには、古い知の成果を壊し捨て去ることも原則としなければならず、成長点としての挑戦的实施にも踏み込まざるをえない。それゆえ、その提案内容は、創造的破壊 (Creative destruction) を伴うものであり、挑戦的实施 (Inventive high-end usage) を含むのである。

第二の要件は、ローカルルールを重視した合意形成を行うことである。全体と部分の調和という命題は大きな足かせとなる。したがって、調和を図るため、最大化と最小化の基準を用いた制約条件 (Mini-max standard) を許容する必要がある。しかし、その制約条件は全体の存在を前提としている。本来、メガ・システムは、その部分が成立しなければ全体の機能は実効しないものである。それゆえ、まずは、部分における活動の質を保障すること (Managed quality of life) を原則としなければならない。

第三の要件は、与益主義という行動意識を重視することである。戦略的選択を行う基底には、受益主義 (Income oriented) と与益主義 (Outcome oriented) があると考ええる。与益主義とは、他者に与えるべき用役創成負担行為を重視する考え方であり、その行為は自らの生存を基底とする受益主義に基づく付加成果請求行為に先立つものとする。メガ・システムにおける選択局面 (Formation by stage gate) は多層の段階から構成され、各段階において与益創成の行為が先導することになる。つまり、他者に与えるべき用役創成負担行為をその源泉とし、その後において、付加成果請求行為が追随するのである。

図-1.メガ・システム・イニシアティブの構図



この論文で列挙するメガ・システムは、先ほど説明した単純な、投入と排出の差分システムではない。したがって、複合的特性を明確にしつつメガ・システムの機能とその境界域を確定する必要がある。

そこで、メガ・システムの基本要素が次の三項目から成るものと借り置きをして、後段においその蓋然性を検証する。なお、事例として列挙したメガ・システムはそれぞれ三つの基本要素を兼ね備えているが、際立った特徴を説明するために便宜上の配置を成した。

メガ・システムの基本要素の第一は、惑星規模 (Planet size oriented) でシステムを考えることである。例えば、増水環境システム (Aqua flow system) や大気清浄システム (Air cleaning system) が対象となる。惑星規模を想念することは、自然の定めを想定外としないことを意味する。

第二に、境界を越えた仕組み (Global spread) を考えることである。例えば、グローバルビジネス戦略 (GBS; Global Business Scheme)、クラウドなどの巨大仮想コンピュータシステム (Cyber space renaissance)、国境を越えた新薬開発 (DNDi; Drugs for Neglected Diseases initiative) が対象となる。境界域の内外を設定することには限界があり、無境界の状態も想定に含めることを意味する。

第三に、多重構造 (Plural structured) の原理原則で実施を考えることである。例えば、環境、社会、統治の複合判断投資行動 (Principle with ESG; Environment, Society and Governance)、あるいは、与益パッケージ化の制度設計 (Institution with SOP; Structured Outcome Package) が想定される。単一の原理原則を是とした上で単一の最適な解を求めることができない状態を参酌している。複数の原理原則に基づく複数の解の中から特定のものを選択するための規範が求められる。

3. 主たるメガ・システムの特性

想定するメガ・システムを七つ列挙する。説明を加えつつシステムの特性を明確にし、

法の制定や改廃を発案する際に制約となる諸課題を整理する。

3 - 1 増水環境システム (Aqua flow system) と大気清浄システム (Air cleaning system)

増水環境システムと大気清浄システムは、惑星規模でシステムを考えるとということについて同質的な側面を持っているが、自然が要請する物質フローの器と人工的な構築物としての器の視点からした場合、互いに異質なシステムであるといえる。さらに、メガ・システムの第二の要件であるところの、境界を越えた仕組み (Global spread) についても、さらに、第三の要件である多重構造 (Plural structured) の原理原則での実施についても、やはり、異なった性質がある。増水環境システムについては、次の章で説明する。

例えば、水に関して、いわゆる水基本法は日本には存在しない。他方、中国には、ドイツ水基本法等の影響を受け、水基本法と見なしうる「水法 (2002 年 10 月 1 日公布)」が制定されている。同法第三条では、「水資源は国が所有するものであり、水資源の所有権は国务院が国を代表し行使する。農村集団経済組織の池と農村集団経済組織が建設し管理するダム貯水池の水の使用は、その農村集団経済組織に帰属することとする。」とされ、水に対する所有権の設権が明記されている。これに対して、日本においては、温泉法等の根拠を持って水の利活用が行われている。さらに、例えば、農業、工業等の水利権の慣行的法益については判例の積み上げも行われてはいる。しかし、水は公共用物であり、私権の目的ではないと推論できる。その根拠が河川法第二条、「河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。河川の流水は、私権の目的となることができない。」である。

他方、大気に関して、大気基本法は中国には存在しない。したがって、例えば、大気への二酸化炭素等の排出に係り特定の財産権を設定することについては、明確な根拠がないといえる。日本においても、資源枯渇の論理を配した法はなく大気に係るメガ・システムを中間概念としては想定してはいないと考えるのが妥当である。特に、大気汚染防止法はその典型であり、特定の汚染物質の排出を規制する。しかし、唯一、同法の第五条の二では、「都道府県レベルの総量排出規制を政令にて定めることができる。」としている。したがって、地域の境界域を限定した何らかのシステムが想定されている可能性はあるが、これについても、曖昧な公益概念に基づく行政執行権の産物と解するのが妥当である。ただし、通称、公害罪法の第五条には「排出のみによって公衆の生命又は身体に危険が生じる程度に人の健康を害する物質を排出した場合」とされ、メガ・システムという中間概念を援用した上での危険排出水準を推定することが可能ではある。また、温暖化防止基本法等に係る環境保護の財産権あるいは禁止権の視座については、[Ⅱ]，[Ⅲ] で論じる。

3 - 2 グローバルビジネス戦略 (GBS; Global Business Scheme)

国境を越えて事業行為の実態を有する組織体は、変化することを是としているのかのごと

く、その特性の変容が激しい。例えば、2006年にIBMのCEOであるS. J. Palmisano氏は、GIE(Global Integrated Enterprise)という定義の下、グローバルな特性を次のように記した。つまり、「20世紀のビジネス図式の典型であったMultinational Corporation(MNC)は、多国籍というレベルを越えて惑星サイズの規模になり、発展の第三ステージに入った。GIEの構成要素は四点あり、最も重要な要素は、高付加価値スキルの提供(the supply of high-value skills)である。第二の要素は、知的財産制度に基づく展開(the regulation of Intellectual property worldwide)であり、第三の要素が業務信用の確保(the maintain trust in enterprises)であり、そして、第四の要素が企業統合競争の体制維持(the global corporate integration and collaboration)である。」としている。

20世紀のシステムとしてのMNCの概念は、ハーバード大学多国籍企業調査(本国売上上位500社、300億円以上程度、5から6カ国での業務実態)⁴⁾に基づくものであり、その理論的要素は、冗長的ではあるが、「米国を始発とする企業が多い。日本系も多いが、最近是中国系が増えてきている。グローバル資本主義社会の「光と影」の担い手である。物流系のサプライチェーンを主軸とする。資源供給、大量生産大量消費、自由貿易(WTO、IMF体制)の推進役である。」とされている。

この論文で取り上げたGBS(Global Business Scheme)は、21世紀型の典型として、MNCやGIEを包摂するメガ・システムとして位置付けている。つまり、少なくとも三つの構成要素を持っていると考える。第一に、与益主義(Outcome logic)と開放主義(Openness logic)に基づく行動原理を採択している。第二に、知的財産ベースの完結サプライチェーンが使用可能な状態に成長している(Full-fledged IP base supply chain)。つまり、物流ベースのサプライチェーン、人的用益ベースのサプライチェーン、そして、フラッグシップベースのサプライチェーンの三要素が「飛行可能な程度」に確保されている。GBSの第三の構成要素は、管理機構の基盤が成熟していることである(Full-fledged Management Platform)。特に、最先端の情報コミュニケーション技術を導入し、物流のハブ・ポート機能を担い、多様な会計勘定システムに対応する能力が具備されている。

GBSの機能が拡張することは、「適正無境界の状態(Fair Borderless)」を作り出すことを意味する。つまり、国境や分野限界を越えることが適正な行為であり、属地主義の原則が退化することが想定される。このような状況を安定化するには、例えば、事前の自由交易協定(Ex-ante Free Trade Agreement)の交渉に参画することを選定しなければならない。そして、事後的には取引関係の寡占化が生じることを予定して、例えば、事前の権利料管理(Ex-ante Royalty Fee Control)を定めることになる。また、「拡散的格差の状態

4) R. VernonをMNC研究プロジェクトチーム主幹として、1970年代におこなわれた研究。グローバル化は寡占化現象という仮説に基づき、輸出、企業進出、逆輸入というプロダクト・サイクルに基づく発展現象の説明を展開した。Raymond Vernon, "The Product Cycle Hypothesis in a New International Environment," Oxford Bulletin of Economics and Statistics, November, pp.255-267, 1979.

(Diffusive Divide)」が作り出されることが稀有な状況でなければ、事前において徴税管理 (Ex-ante Taxation Control) の特例ルールが必要になる。さらに加えれば、無形の資産である知的財産の保有者とその利用者が乖離することが常態となるのであれば、事前と事後の資産状況監査 (Ex-ante & Ex-post Stock holder/user Inspection) の権限範囲に係るルール作りも重要になる。このように、適正無境界の状態に係るルール作りが新たな境界域を定める契機となることが予想される。

3-3 クラウドなどの巨大仮想コンピュータシステム (Cyber space renaissance)

かつて、L.S.Marcus(1995)やE.Schlachter(1997)が想定したシステムは、彼らの想定を越えて拡張している。地球の反対側で進行している動乱の状態を同時に察知できるのであるから、「デジタル信号の情報ネットワークは多文化のコミュニケーションにとって不可欠なものとなっている。」と評価することは妥当である。ただし、このようなシステム拡大の様相をもって、「ほぼ14から16世紀のイタリア都市を中心とする文化改革期に類似した知識の復興再生が生じている」との比較考察を展開することには、やや、疑問を感じる。むしろ、当時の法律家たちがローマ法の復権を模索したという点に類似性を附与することを否定するわけではない。しかし、ミケランジェロ・ディ・ロドヴィコ・ブオナローティ・シモーニ(1474-1564)やレオナルド・ディ・セル・ピエーロ・ダ・ヴィンチ(1452-1519)が同時代において展開した事柄が、壮大なグノーシス論争に埋没することなく、現在にその影響をもたらしているのであれば、雲に隠れたシステムという名称の「クラウド(Cloud)システム」に係る法の制定や改廃について発案する際においても、知の再生を想念することは必要不可欠であると考ええる。

かつて、菊池(1996)はその監訳者序において、サイバー経済(Cyber economy)が金融と実物の二分法による理念的な対置の世界を終焉に導くと指摘した。⁵⁾「ネットワーク社会の中に生み出されたサイバー経済は金融経済を侵食し、実物経済との新しい関係を作り出し始めた。同時に、知識空間における合意形成の方式を急速に変質させた。その結果、例えば、知的財産や無形資産のパッケージを基盤とした知財プレミア商品(事業)が超過利潤を生み出すようになったのである。」さらに論を進め、「これまで、先進国においては生産力の源泉として物的資本が重視されてきた。しかし、心的資本が無視された自由経済には自ずと限界があると考ええる。生産を支援する勤勉、道徳観とか精神力、政治的協調、自治能力などの心的資本の重要性を意識すべきである。」⁶⁾と、脱物権主義の重要性を説いたF. リストの「心的資本(Mental capital)」を援用再生し、社会と組織の契約論理を組み変える必要があると論じた。

クラウド・システムの特性は、GBSと同様に、物財サプライチェーンと知財サプライ

5) 菊池純一監訳、G.V.Smith&R.L.Parr 著、『知的財産と無形資産の価値評価』、中央経済社、1996。

6) The National System of Political Economy, ch.X II -XXV II, 1841, translated by S. Lcoyd, Longmans, Green, and Co., 1909.

チェーンが複数の接点を持つことによって創成される。⁷⁾したがって、この接点領域に関する法的エンフォースメントは、その根拠を明確にできないままに強化制定される傾向を持つといえる。例えば、2008年10月13日に米国の包括的模倣品対策強化法（通称、PRO-IP法）が成立した。これは、模倣品・海賊版問題に係り民事・刑事規定の強化を盛り込んだものであり、米国の消費者、従業員、起業家の権利保護を目的とし、法による抑止と制裁の両面を強めている。特に、着目すべきことは、知財サプライチェーンの汚染によって、サプライチェーンの傘下に組成される米国の「家族」の安全が脅かされる故に、その汚染に対峙し家族の安全を守るという法理が採択されたことである。2011年には、米国ワシントン州およびルイジアナ州で州法レベルのUnfair Competition Actの改定が行われ、Pro-IP法との整合性が図られた。グローバルなサプライチェーンにおける物的権利侵害リスクの管理のみならず、知的財産権侵害リスクの管理を想定して、監査体制を明確にする制度設計が具体化しつつある。また、流通過程での模造品の混入防止を目途にしたトレーサビリティ技術を仕様「T20」としてまとめ、ISOレベルでの国際標準スキーム(TC246/247)⁸⁾を構築する展開もなされている。

このような系譜においては、メガ・システムの中に「真作行為のシステム」と「贋作行為のシステム」を組み入れ、新たな複雑系の機能を保全する制度設計を立案せざるを得ないと考える。

3-4 国境を越えた新薬開発(DNDi; Drugs for Neglected Diseases initiative)

WHOがイニシアティヴを取るDNDiの枠組みは、罹患者救済主義(Patients' needs-driven)と非営利基準新薬開発(non-profit drug R&D)の二要素を組合せることによって、放置された病理的症候群(Neglected Diseases)を撲滅するというものである。現在、グローバルな視野から7種類の難病が対象となっている。例えば、皮膚粘膜リーシュマニア症に関して、⁹⁾ 営利基準の下で高価かつ副作用が多発する薬剤は存在するが、自然物由来の抗リーシュマニア活性物質の開発は進んでいない。

新薬開発の動力源は、知的財産と薬事行政に係る制度の改廃であるとしても過言ではない。制度改廃の大きなパラダイムの一つに、「属地主義に基づく論理から国際協調の論理

7) IGF(Internet Governance Forum)などが扱うテーマの所在も変質しつつある。JCANやASBにおける真贋認証の機能も拡張しつつある。

8) TC246: Project committee: Anti-counterfeiting tools. TC247: Fraud countermeasures and controls.

9) 粘膜の病変は鼻、中咽頭、口腔内組織、時には食道といった軟骨に接した部位に生じ、重感染を起こす。同部の欠損は有痛性で、気管支肺炎か栄養不良で死亡する。ボリビア・ブラジル・ペルーなど南米地方に多い。バングラデシュでは、4000万人が危険地域に生活し年間8000人ほどの新罹患者が発生しているとの報告もある。初発皮膚病変は特異的でないが、5%の症例で初発病変を見てから数年の経過中に、リンパ行性と血行性播種による粘膜病変が出現する。粘膜病変が現われる患者の50%は2歳児だが、それ以降に見られることもある。鼻や耳朶の軟骨部と口唇や中咽頭の粘膜に発症する。この病変は拡大性で、組織欠損で鼻中隔は破壊されて、鼻や耳朶の部分的切断となる。

へ」という流れがある。これは、薬事法、医師法等の国内法に依拠して、国の枠組みの中で成長して生きた医薬品業界にとっては、国境を越えた情報から強く影響されることを意味する。そのことが、医薬品に関する国民的なレベルではなく、国際的なレベルにおけるステークホルダーに対処しなければならず、必然的に、全球的規模で巨大な情報網を扱える組織体が要求されることになる。特に、世界に分散して存在し、かつ、多様な文化的、民族的資質を備えた発展途上国からの消費圧力は強くなっている。したがって、巨大な物流網を扱えるシステム機能が必要になる。DNDiのシステムは、そのような潮流の中に座している。

もう一つの原動力が知的財産である。医薬品の知的財産は、特定の物質特許に依存している。つまり、病理現象を抱えた人間に対して、特定の異物を投与することによって、主たる病理現象を制御する。その異物が体内において副次的現象を引き起こし、その現象を制御する新たな物質投与が必要になる。このように、特定物質をスパイラル的に投与することに依存した医薬処方が行われている。このため、特定の物質を探し出すためには、高額で時間のかかる研究開発のスタイルが採択されている。しかし、このような医薬処方には限界が訪れていると見るのが妥当である。限界の一つは、収益事業の中心にあった、主要な事業医薬の特許期間が次々と切れ、ジェネリック医薬品による企業間競争が激しくなっていることである。限界のもう一つは、特定物質に依存した悪循環を回避するため、遺伝子操作などによる再生医療型や未病状態から健康を確保する予防医療型への転換が進行していることである。したがって、医薬品の知財ポートフォリオを再編する活動が加速している。DNDiのシステムは、知的財産に係る権利設定の制約を回避することにある。放置された病理的症候群が多発しやすい環境が常態であるとすれば、メガ・システムに基づく検討は急務であると考えられる。

3-5 環境、社会、統治の複合判断投資行動 (Principle with ESG; Environment, Society and Governance) 及び与益パッケージ化の制度設計 (Institution with SOP; Structured Outcome Package)

ESGという投資行動基準は、金融、信託、保険、証券等の対象業界内の参加企業に対する拘束力である。この拘束力は、グローバルなファイナンス・システムに組み込まれている企業の資金流れを変える。しかし、「企業間の適正な競争を阻害し、資源配分をゆがめることになる。」との危険性については未だ検証されてはいない。ESGの基準が目指すことは、市場競争環境への介入権の間接行使である。「環境保全への努力、社会親和性への努力、企業統治における法令遵守」に係る所定の努力基準を満たしている投資先のホワイト・リストを策定し投資を行うことである。その行為が従前の受益主義基準に基づく競争を阻害しないという保証はない。

グローバルな観点からして、金融等の業界への参入は、属地法に依拠する業法上の許認可基準に基づいてなされる。したがって、完全競争の論理を準則としてはいない。しかし、

ファイナンス・システムのネットワークは、「消費者及び関連業者の利益を不当に害する恐れがない、かつ、不当に差別的ではない」という要件を踏まえて成立する。したがって、独占禁止法上の競争の論理制約を受けることになる。ESG が競争に参加する企業の行動原則を規律することにとどまるとすれば、カルテル効果の有無を判断するのは早計である。しかし、資金流列の事後的変更が成立するのであれば、その投資基準が求める「善のシステム」を組み入れたメガ・システムの制度設計上の再評価が必要になる。

次に取り上げるのは、SOP である。与益パッケージ化の制度設計における SOP もメガ・システムの性質を持っている。

SOP は、他者に与えるべき用役創成負担行為を善とするシステムである。仮に、特定財産の創成が受益主義に基づく付加成果請求行為によって成立しているのであれば、その財産は付加成果請求行為の直接成果であると再定義することが可能である。その直接成果が利用関係の図式に供されて、他の特定財産に転換するところの直接成果を生み出すのであれば、それを波及成果（与益の創成）と定義することも可能である。したがって、SOP は、直接成果と波及成果の接点において形成される。つまり、直接成果は付加成果請求行為によってのみその根拠を持つものではなく、用役創成負担行為によって他の直接成果との間に機能と権利の多重な網脈を形成するのである。

例えば、直接成果を知的財産としその波及成果を物的財産であるとすれば、あるいは、波及成果を知的財産と物的財産の付合性による成果であるとすれば、そこには受益と与益の双方の関係が生み出される。それゆえ、SOP が指定するメガ・システム内部における受益と与益の相反関係に係る検討が必要になる。かつ、成果の瑕疵担保関係や権利の不完全消尽状況に係る種々の検討も必要になる。

この SOP については、次章の事例のコア・システムにおいて論じることにする。

4. 構造化された与益とファイナンス制度の組合せ；増水環境システムを事例として

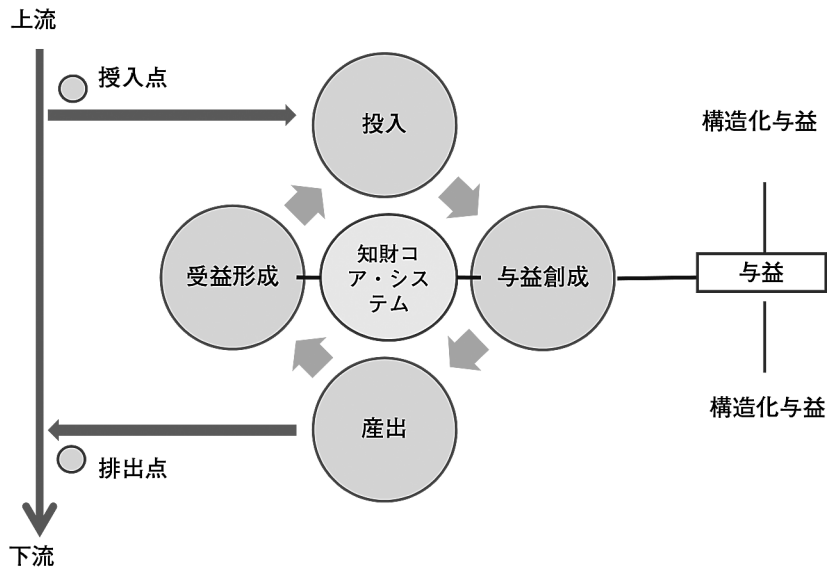
4-1 増水環境システムの構造化された与益の構図

増水環境システムは、惑星サイズのシステムが求める「自然の定め (Orders from Nature)」と人工的システムが求める「構造化された与益 (Structured Outcomes)」の接合点に形成される。その様に理論上の構図を展開する。

増水環境システムの内部構造は多層になるものとし、「自然の定め」に基づく「上流」「中流」「下流」を形成する。他方、「上流」「中流」「下流」に対応し「構造化された与益」に基づく複数の還流サブ・システム (Cyclical sub-system of Aqua flow) が構成される。

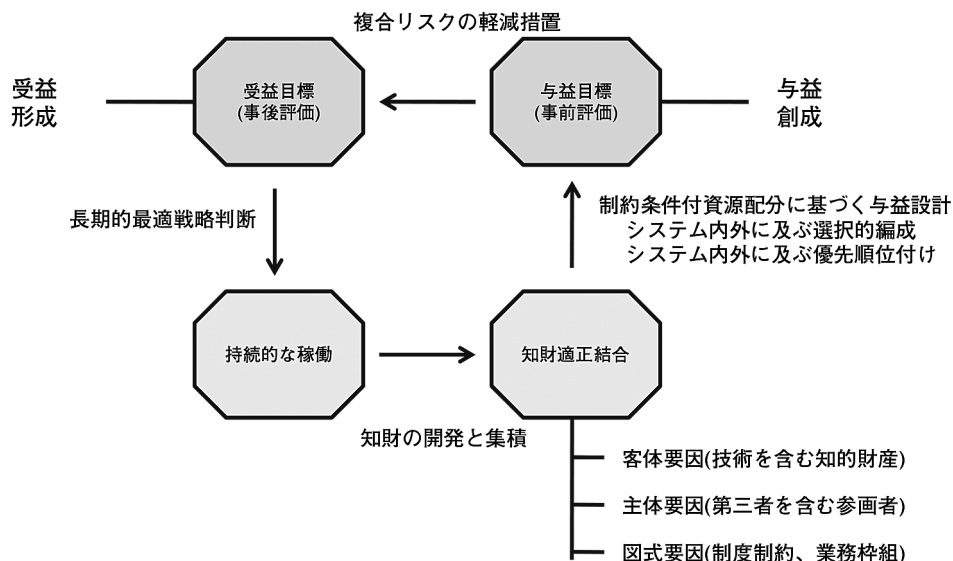
還流サブ・システム (図-2) は、投入点と排出点の二つの利水点 (Users point) を接合し、「投入 (Input)」「与益創成 (Making Outcome)」「産出 (Output)」「受益形成 (Getting Income)」の循環機能を組成する。この循環機能は知財パッケージのコア・システム (IP-package core system) をその駆動源とする。なお、与益は構造化されて、複数の項目に予め仕分けることのできるものとする。

図-2. 環流サブ・システムの概要



知財パッケージのコア・システム (図-3) は、受益形成と与益創成の接点をつなぐものである。システムの持続的な稼働を根拠づけるのは、受益目標に基づく長期的最適戦略判断であり、この妥当性あるいは客観性は事後的に受益目標を評価することによって得られ、次なる戦略判断の改善を導くことになる。さらに、持続的な稼働を根拠づけるのは、知財の開発と集積の行為であり、その知財の適正結合状態である。なお、ここでの知財は成果の可能性結合であり、主体要件、客体要件、図式要件の組み合わせから構成される。さらに、知財の適正結合状態を直接成果とし、制約条件付資源配分の論理に基づいて与益の設計が行われる。この与益設計については後段において説明する。設計された与益は目標として組織承認をえるため事前の評価、改善の対象となる。与益目標を所与として、複合リスクの軽減措置が図られ、事後的な受益あるいは次期の受益目標を制約することになる。

図-3. 知財パッケージのコア・システムの概要



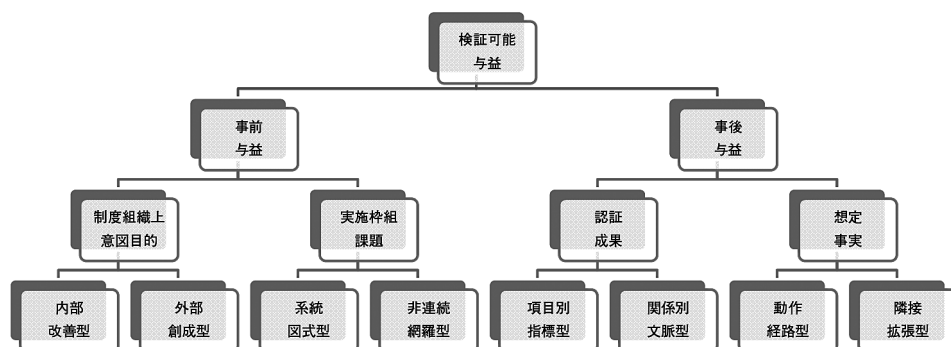
環流サブ・システムの駆動源となるコア・システムにおいては、このような循環の中で受益と与益の調整が行われる。主導的役割を果たすのが与益の設計である。

メガ・システムに賦与される与益は、図-4に構造化した与益規範に依拠して、設計される。事前与益(事前評価の対象となる与益)と事後与益(事前評価以降の時点において評価の対象となる与益)を照合することによって検証可能な与益群(実効性のある客観的証拠に基づく与益)が得られる。

事前与益は、制度組織上の意図目的の部分と実施枠組課題の部分から構成される。制度組織上の意図目的の部分は、内部改善型(内部的な改善行為の直接成果及び波及成果)と外部創成型(制度組織に隣接する外部にもたらされた直接成果及び波及成果)に類型される。実施枠組課題の部分は、系統図式型(系統的關係に基づき展開される与益群)と非連続調整型(系統的關係が形成されないあるいはその關係が脆弱な与益群)に類型される。

増水環境の場合、着目されるのは外部創成型の与益である。例えば、浄化された利水、環境負荷物質の軽減は、その典型である。しかし、内部改善型の与益も重要な要素である。例えば、希少金属等の副産物あるいは汚泥加工による副次産物、さらには雇用機会の確保などもその典型となる。また、系統図式型の与益は、物的サプライチェーンの運用がある。さらに、非連続調整型の与益は防災等の危機対応が想定される。

図-4. 与益構造化の概要



他方、事後与益は、認証成果の部分と想定事実の部分から構成される。認証成果の部分は、項目別指標型（与益の主たる特質を表現する複数の評価項目に区分し、定性的かつ定量的指標によって与益を把握する部分）と関係別文脈型（与益が予定する関係区分に基づく文脈的な位置づけによって与益を把握する部分）に類型される。想定事実の部分は、動作経路型（事前の与益設計が示す動作の経路に発生した与益を把握する部分）と隣接拡張型（事前の与益設計において想定外となっていた与益実現の部分）に類型される。

増水環境の場合、認証成果はBOD指標等を含め客観性を持っている。関係別文脈型の与益は、例えば、都市開発の全体設計の中に位置づけられた増水環境などがそれに相当する。また、想定事実の部分は、研究開発活動による改良改善成果は動作経路型の与益を構成する。

4-2 メガ・システムにおけるファイナンス制度の活用に関する諸課題

上記のように、増水環境システムは、複数の環流サブ・システムが機能的に連結することによって構成される。さらに、環流サブ・システムは、コア・システムを駆動源として稼働する。

増水環境システムがメガ・システムとしての機能を保つためには、一つは、与益目標をサブ・システムの設計レベルにおいて共通にすることである。もう一つは、与益目標あるいは受益目標の差異から発生する何らかの差分を再配調整することである。

仮に、第三の選択肢として、増水環境システムにおけるそれぞれの投入と排出の総量規制方式を用いた場合、サブ・システムのレベルにおいては、受益と与益の両面に係る最適選択が阻害されることになる。したがって、総量規制方式は、メガ・システムの機能の維持保全にとって善のシステムであるとは言えない。

複数の環流サブ・システムを統括する管理主体が配置されるのであれば、与益目標の設

計レベルの共通化は容易である。あるいは、増水環境システムを包接する水利用の法根拠に基づく管理権を特定の複数の運営母体に賦与することによっても、与益目標をサブ・システム間で調整し、その設計を管理権の枠組みの中で共通化することは可能である。特に、広域行政のシステムは、このような要請に基づいていることが多い。

したがって、環流サブ・システムの一元管理方式には妥当性があると借り置きすることは可能である。しかし、一元管理に係る統括能力の実効性は保証し得てはいない。つまり、環流サブ・システムを駆動源となっているコア・システムに係る知財、人財を含む配置には能力限界があることが多いからである。それゆえ、一元管理方式が持続的な妥当性を持っているとは言えない。

そこで、残された枠組みとして、「与益差分調整を根拠とするファイナンス制度」を活用することを考えてみる。

まず、与益ではなく、受益差分調整方式の範囲であれば、課税制度の導入も選択肢の一つである。しかし、課税方式の場合、事後的受益の発生を根拠にして、将来の差分調整を行うことになる。事前の与益設計が課税方式によって歪む原因を組み入れることになる。したがって、課税方式は短期的な効果を望めたとしても、メガ・システムの長期に渡る機能の維持保全には不向きな方式である。

これに対して、与益差分調整の方式は、まず、各サブ・システムの与益差分を信託に供する。その上で、事前と事後の差分を調整する枠組み（事前と事後の裁定取引の枠組み）、並びに、サブ・システムの与益差分の合和をシステムの内部と外部で調整する仕組み（内部と外部の裁定取引の枠組み）を組み合わせることによって、メガ・システムの長期的機能の維持保全を行うのである。

むろん、増水環境システム全体として、何らかの与益の純増が創成されなければ、この信託スキームはその存在根拠を失う。したがって、負の与益がシステム内部あるいは外部に発生するような事実を放置することは合目的な行為とはならない。それゆえ、増水環境システムの与益管理費用が増加する可能性は高いといえる。管理費用を軽減するための措置として、各サブ・システムを運用する組織母体が信託与益権を分割販売するための債券市場を構築することは有用である。また同時に、与益から生じる受益権を証券化するための市場を連動させる工夫が必要になると考える。

5. おわりに：イニシアティブの具体化

メガ・システムの機能を解明する研究は、その緒に就いたばかりである。したがって、この中間概念を消し去ることはできない。今後さらに、国際共同研究フォーラムの機会をもうけて、この議論を進展させる必要がある。

この論文で取り上げた増水環境は、直接成果並びに波及成果を生み出し、その様態を日々刻々と変えている。関わる法の制定や改廃についての発案を草するためには、実務レベルにおいて、与益に基づく受益の増進を成し得た事例を積み上げる必要がある。例えば、

増水環境の改善は、単に、先端技術を用いた増水装置の配備を目的とするのではなく、河川流域管理の実施を計画している広域を対象とすることが望ましい。まずは、その流域管理の主軸を与益創成の制度設計に組み替えることである。

さらに、提案の実現に向けて必要なことは、産学官連携の下、ローカルルール重視をした合意形成を醸成することである。そのためには、与益信託等のファイナンス図式から発生する複合リスクを精査し、その軽減策を明示することである。

与益を設計することは容易ではない。しかし、専門家同士の協業を組成することによって、一歩前進することができると考える。

〔Ⅱ〕 増水と水利環境保護のメガ・システムと信託の権利概念

1. はじめに

政策の目的は、社会的効率性を高めることにある。しかしながら、環境問題を解決する法スキームは社会的効率性を達成するようには設計されていない。なぜならば、個別の権利を達成することが、必ずしも全体として達成できるとは限らないのに、環境関連の法制度は個々の権利を設定しそれに法的根拠を与えようとしているからである。所謂「受益主義」¹⁰⁾の制度設計を行おうとしている。このように、環境問題を制度学として構成する考え方が存在する。この思考枠組みの問題は、環境問題という個々の利益の集合が必ずしも全体の利益として働くとは限らないことである。所謂「合成の誤謬 (fallacy of composition)」が生じる。

その一方、排出権取引のように、流通 (Trading System) として論理構成する考え方が存在する。英語の排出権取引は、英語で Emissions Trading または、EU では the European Union Emission Trading Scheme というのであるから、システム論・関係論としてとらえている。これらに対応する制度設計思考として「与益主義」¹¹⁾が存在する。すなわち、関係的なシステムとしてとらえるのである。そうすると、これは流通問題であり、財の取引にかかわる学問である商学¹²⁾の問題範疇である。わが国の取引・流通にかかわる研究者の共通認識は、流通は機能でありシステムである¹³⁾。

環境問題に関する、とりわけ、排出権の議論に見出されるように、もともと排出権は

10) 菊池純一『メガ・システム論：制度設計及び解釈の中間概念に基づく論点の提起』2011.12.10 日中研究交流フォーラム（中国復旦大学）発表論文。

11) 前掲。

12) 荒川祐吉『商学原理』中央経済社 1996。

13) 田村正紀『現代の流通システムと消費者行動：構造転換にどう対応するか』日本経済新聞社 1976。
田村正紀『日本型流通システム』千倉書房 1986。

Tradable Permits として取引 (Trading) のなかで議論されてきた。であれば、これは制度としての「権」ではなく、取引にかかわるシステムのはずである。

そこで、水の環境保護を考える前に環境を巡る排出権の議論を振り返り、そもそも環境問題は制度なのかシステムなのかについて考察し、ついで、システムの中でどのように考察するのがいいのかについて議論を進めることとしよう。

2. 基本事項の確認

2-1 排出権と排出枠取引

環境問題を考える上での基本的な概念を整理するために、「排出権」と日本語に訳されている言葉の本質について確認をしておくこととしよう。

排出権取引は、1997 年の京都議定書の第 17 条に規定され、英語表記を Emissions Trading という。EU では the European Union Emission Trading Scheme という。この訳は排出権とも訳されるが、「排出量取引」、「排出権取引」、「排出枠取引」、「排出許可証取引」、「排出証取引」とも訳されている。ここで確認しておきたいことは、「権 (Right)」は国連公用語表記では用いられていないことである。どの訳を採択したとしても共通しているのは「取引 (Trading)」という概念である。すなわち、本源的に権利 (Right) ではなく、取引というシステムなのであることを確認しておくべきである。

2-2 環境諸権と法制度論

ここで強調しておきたいのは「排出権」という言葉を用いるとこれを一人歩きさせ、「排出権の民法としての性質」や「排出権の法源」という議論が行われるが、しかし、国際間で合意された京都議定書の公用語において「権」は用いられていない。本論の立場は環境問題に関する諸概念につき法源を持つ「権」として考察しない。しかしながらわが国での「権」として法的根拠を求める議論もあるので簡素に触れておくこととしよう。

基本的にこれらの議論では、排出権の法的性質は一義的に明らかではなく、財産権の性質を持つものとして観念するのが相当であると考えられている。例えば、環境省地球環境局市場メカニズム室の国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会の排出枠の民事法上の法的性質及び法的位置づけ第二次中間報告（平成 22 年 1 月 13 日公表）には「排出枠の保有者は、第 1 に、一定量の排出をすることができる、すなわち、それを国に対して譲渡することにより償却義務を履行できること、第 2 に、それを（国以外の）他人に対して譲渡できることを内容とする民事法上の「特殊な財産権」を有する。」としている。「我が国の国内法から見た排出枠の位置づけに関しては、排出枠の財産権性は否定することはできないものの、この点を法律に規定する必要は必ずしもなく、関連規定の整備によって、排出枠の取引の場面における具体的な規律を明らかにすることが意識されるべきである。新たな無体財産（権）を規定しようとした場合に、前述した排出枠又は国内排出量取引制度の特殊性を十全に取り込むことが可能かという点は更なる検討を要するし、また、可能で

あるとしても、新たな無体財産（権）であることを強調することに伴う弊害が生じないかという疑問は残らざるを得ない。むしろ、排出枠は、それを国に対して譲渡することにより償却義務を履行することができ、また、他人に対して譲渡することができるという観点から、排出枠の保有者は、第1に、一定量の排出をすることができる、すなわち、正確には、それを国に対して譲渡することにより償却義務を履行できること、第2に、それを（国以外の）他人に対して譲渡できることを内容とする民事法上の「特殊な財産権」を有すると整理すれば、それで足りると考えられる¹⁴⁾と位置づけられている。言い換えるならば、動産類似の財産権として財産権性が承認され、譲渡や信託の対象となることが確認された。しかし、動産に関して適用される法的規律がすべて適用されるわけではない。排出量には管理可能性があり取引の対象となるということだけである。

環境権と枠組みを広げても、この考え方は同様である。ドイツ基本法 20a 条のように、国家又は国民の環境保全義務又は責任として構成している国もあり、わが国においても、「国民の権利としてではなく、ドイツ基本法 20a 条のように、国家又は国民の環境保全義務又は責任として明記すべきである。」¹⁵⁾と位置づけられている。すなわち、法的根拠の積極的な認定には消極的であることを確認しておく。先述の通り立法における憲法学の立場からの見解も、環境省における環境学の立場からの見解も国家又は国民の環境保全義務又は責任として構成するとわが国では考えているのである。

2-3 他者行為規制としての政策学的性質

環境に関する諸法は権として観念できないと述べてきた。では、この特徴と、それを踏まえた性質について論じることとしよう。排出権などの環境関連の諸法が定めることは、人の自由な行為に対する規制である。言い換えれば、自由になしうる人の行為を人為的に（法的）に制約する特権 (privilege) である。そうすると、他者の行為を制約することを政策的に決定してその実行を担保すること以外の何物でもない。事実排出取引の構成は具体的な削減目標を決め、その達成のために排出量に上限（キャップ）を定めるようになっている。そうするとこれを権利 (right) として構成すると権利間の調整をつけることはほぼ困難である。他者に禁止を命ずる禁止権として構成して考察する方が自然である。

2-4 メガ・システム

排出権取引や環境問題に基底枠組みは制度論ではなくシステム論としてこれを論じることがそもそもの概念と整合する。そうすると、このような問題については、Mega

14) 環境省 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会『国内排出量取引制度の法的課題について（第二次中間報告）』平成 22 年 1 月 13 日 21 頁。

15) 衆議院憲法調査会事務局『衆憲資第 63 号 衆議院憲法調査会における「国民の権利及び義務」に関するこれまでの議論』平成 17 年 2 月の 12 頁。

System¹⁶⁾ としてとらえることが全体の利益に適う。よって本論では、メガ・システム概念にもとづいて論考をすすめる。〔Ⅱ〕において、菊池は、メガ・システムに基づくイニシアティブの要件として、「第一に、組織的企画案を震源とする管理型のイノベーションを予定していること」である。」「第二の要件は、ローカルルールを重視した合意形成を行うことである。」「第三の要件は、与益主義という行動意識を重視することである。」との三要件を示している。本論はこのうち与益主義要件を中心に論を進める。それは「国家又は国民の環境保全義務又は責任」とする本論の立場と整合するからである。

2-5 本論の立場 共同体主義(communitarianism)としての環境問題

環境問題を考える上で大別すると二通りの考え方ができる。一つは、環境を保全することを、権利として考え、正義¹⁷⁾を達成する方法である。例えば、排出権がどのような法源による権利でありこれは所有権なのかなどと問いを立てる方法である。もう一つは、環境権ではなく、共通善として共同体で環境保全のための責務を負うとして考え、正義を達成する方法である。すなわち、例えば福祉を考えるとときに社会権としての福祉ではなく、共通善として（社会にあまりにも惨めな生活をしている人を救い無くすという意味）の福祉と考えることである。本論は後者の立場をとり、公共善のための(pro bono publico)環境問題として論考をすすめる。従って、政治哲学の分類で言うと、共同体主義(communitarianism)に立脚し、自由主義(liberalism)あるいはリバタリアニズム(libertarianism)には立脚しない。

このように考察を進める理由は、第一に、契約論として構成した場合、環境問題は後世に引き継ぎ影響を与える問題であるが、契約論では後世に有効かという問題と、それからの離脱の自由はあるのかという問題が存在するからである。第二に、権利として構成する場合 E(Environmental)、S(Social)、G(Governance)(以下 E S G) というメガ・システムの下では、特定の権利の増加は他者と与益ないし権利の侵害となり得ることが考えられる。第三に、前述のことを考えると、特定の規制に関する対応コストがしめる割合の不平等化がすすむことが考えられる。第4に、上記で確認したように、現実的にもわが国では法源を有する権利として解釈することは通念ではないことである。第5に、わが国の水域環境保護の成功事例においては、義務としての環境保護として考え実践し成果を収めているからである。特に、河川水質問題を考えるには、下流域における環境権保護は上流域における負担増加として現れることが多く、権利関係で考察すると、規制などの制限枠組みとなりやすい。かつ、経済発展が少ない川上と経済発展が進んでいる川下では、同一の規制や制限などへの適応負担が大きく異なる。しかしながら、権利義務という枠組みでは、権利間

16) 菊池純一『メガ・システム論：制度設計及び解釈の中間概念に基づく論点の提起』2011.12.10 日中研究交流フォーラム（中国復旦大学）発表論文。

17) なお本論における正義の定義は英語 justice の語源である mid-12c における "quality of being fair and just," でありラテン語の iustitia: "equivalent to just" すなわち「衡平に調整する」である。

の利害関係調整に多大な時間を費やすばかりではなく、水質汚濁の防止の達成はかなりの困難が伴う。このような問題を解くためには、広義の社会的費用を克服するような社会的責任と考えて対処した方が良いと考えられる。

以上から総合的に判断して本論の立場も、「国家又は国民の環境保全義務又は責任」として論考をすすめる。

3. 国家又は国民の環境保全義務又は責任としての環境

3-1 right は、権利なのか権理なのか

環境を巡り取引される客体が有する性質をどのように考えるべきであろうか。既に述べたように権利として考えることはわが国ではとられない。そこで、権利概念についてわが国の思想を訪ねることとしよう。right を日本で「権理」と翻訳したのは、福澤諭吉¹⁸⁾である。福澤諭吉はその前年に「権義」¹⁹⁾とも翻訳している。福澤諭吉のいう「権理」とは、「他（者）の妨げをなさずして達すべき情を達するは即ち人の権理なり」²⁰⁾であり、「達すべき情」をと内在的に制約する「他の妨げをなさない」という格率を含む。その部分を『学問ノスゝメ』二編より引用する。

「故に今、人と人との釣合を問えばこれを同等と言わざるを得ず。但しその同等とは有様の等しきを言うに非ず、権理通義の等しきを言うなり。また一方より見て、その人々持前の権利通義をもって論ずるときは、如何にも同等にして一厘一毛の軽重あることなし。即ちその権理通義とは、人々その命を重んじ、その身代所持の物を守りその面目名誉を大切にすることの大義なり。」

即ち近代法に則すると「権理通義」＝「権理」とは、「人々その命を重んじ」＝生存権、「その身代所持の物を守り」＝財産権、「その面目名誉を大切にすること」＝名誉権にかかわる概念であり、大事なものは、「他（者）の妨げをなさずして達すべき情を達することである。

福澤の言う「他（者）の妨げをなさずして達すべき情を達すること」の考え方は、菊池のいう「与益主義」の考え方である。

他方、権利とは、「利」すなわち利益によって物事を権かる考え方で、「功利主義」(utilitarianism) ないしは「自由主義」(libertarianism) に基づく考えである。すなわち、私利をいかに肥やすかを考えることである。なぜならば、利（益）によって権をはかるからである。法学ではそのような者の間を調整する原理として構成することを意味する。

一方、「権理」とは、地域共同体の中で地域共同体への貢献という公心に基づいて理（ことわり）を権って（はかって）行動する行動準則であり「共同体主義」(communitarianism) に基づく考えである。

18) 福澤諭吉『学問ノスゝメ』1871。

19) 福澤諭吉『文明論の概略』1870。

20) 福澤諭吉『学問ノスゝメ』1871 二編。

環境法に関連する諸権の法の根源を、権利として、例えば排出権などは、私益や利益を基に構成するのがいいのか、あるいは、権理として、健全な社会の全域に通用することであるところの共通善から調整するのがいいのかという二分類が可能である。しかし、わが国では権利としては考えない。公共財産を保護する上で、権理として概念構成されるべきである。よって本論は、権理に基づいて、地球共通善としての構成を試みる。

3－2 社会的共通資本

環境を公共の財産としてとらえる考え方もある。宇沢は「社会的共通資本」²¹⁾として環境をとらえる。宇沢のいう「社会的共通資本」(social common capital)とは、「市場経済に任せてはいけない分野がある。自然環境や社会的装置を意味し、一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、優れた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするものである。またこれは、人間の生活、生存に重要な関わりを持ち、社会を円滑に機能するために大事な役割を果たす資源、モノ、サービス、あるいは制度を共通の財産として社会的に管理していこうという考え方」であると論じる。この「社会的共通資本」の三要素として、宇野は、自然環境（大気、水、森林、河川、湖沼、海洋、沿岸湿地帯、土壌など）。社会的インフラストラクチャー（道路、交通機関、上下水道、電力・ガスなど）。制度資本（教育、医療、金融、司法、行政など）をあげる。

「社会的共通資本は、一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置を意味する。…社会的共通資本は、たとえ私有ないし私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営される。」²²⁾とする。

これらの中心概念が信託である。信託とは、ファデュシアリー (fiduciary) の原則²³⁾によって運営されるものである。「…したがって、社会的共通資本は決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって左右されてはならない。」のである。これらの管理運営には、「社会的共通資本の各部門は、職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規範にしたがって管理・維持されなければならない。」「社会的共通資本の管理者は市民に直接委託され、市民に対してのみ責任を負い、その利益だけを専一的に配慮するものでなければならない。」²⁴⁾という。Fiduciary と言うまでもなく信託のことである。このような考えの信託を「公共信託 (Public Trust)」といいこの考えに基づく義務権利関係の法源を「公共信託法理 (Public

21) 宇沢弘文『社会的共通資本』岩波新書 2000。

22) 宇沢弘文『社会的共通資本』岩波新書 23 頁 2000。

23) 樋口範雄『フィデュシアリ[信託]の時代－信託と契約－』有斐閣 1999 も参照のこと。

24) 宇沢弘文『社会的共通資本』岩波新書 45 頁 2000。

Trust Doctrine)」という。例えば、アメリカでは基本的に自然環境を保全するのは政府の義務であり、一般市民はその自然環境がもたらす恵みを自由に享受する権利を有している²⁵⁾。

すなわち、信託者と受託者の間の信託財産に関する契約関係において、アメリカでは、自然資源は市民全体の財産であると考え、政府はそれを市民との契約として信託されている受託者であるとする。政府は信託者たる市民からの信託財産である自然資源を善管義務により管理しなければならない。

このような考え方が、個別の権利とその法源を考える思考と大きく異なるのは、公共概念が導入されていることである。

3-3 Deep Ecology 概念²⁶⁾

Ness は環境保護は人間の利益のためでもあるとの理由づけによる考え方を Shallow ecology と分類し、環境保護それ自体が目的であり、人間の利益は結果にすぎない²⁷⁾と考える環境保護を Deep ecology として分類した²⁸⁾。

Deep ecology の主要な点は、全体論・関係論で観ることである。すなわち、生命体や人間を、個々ばらばらな存在として捉えるのではなく、the relational, total-field image. としてとらえる。これは、個別主体の権利を考察する原子論的世界観ではなく関係論的世界観でとられることを意味している。そして、生を謳歌し開花させることは平等の権利である (the equal right to live and blossom) と考える。それは、生物多様性と共生の原則 (Principles of diversity and of symbiosis.) を全うすることである。これらは、Local autonomy and decentralization. 地方の自律と脱中心化により実現するとしている²⁸⁾。

3-4 グローバル・パブリック・グッツ (地球的公共善) 概念²⁹⁾

このような公共性概念に基づく環境問題として国連開発計画 (UNDP) のグローバル・パブリック・グッツ (地球的公共善) 概念がある。これらは、一つの国家以上に受益され、すべての国家、すべての人々、すべての世代に便益を与えるという方向がはっきりしているものと定義され、具体的には、地球規模での自然共有財 (natural global commons) とし

25) 主要な判例として、National Audubon Society v. Superior Court of Alpine County, 33 Cal. 3d 419, 658 P.2d 709, 189 Cal Rptr.346(1983), cert. Denied, 464 U.S. 977(1983) および TVA v Hill, 437 U.S. 153, 98 S. Ct. 2279(1978) を参照のこと。

26) ネスの議論にはこれ以上立ち入らない。その哲学思想については、若林明彦「アルネ・ネスの環境哲学：ディープエコロジーとエコソフィ」『千葉商大紀要』42(3), 335-352 頁, 千葉商科大学 2004 を参照されたい。

27) アルネ・ネス著、斎藤直輔、開龍美共訳『ディープ・エコロジーとは何かーエコロジー・共同体・ライフスタイルー』文化書房博文社 1997。

28) Arne Naess, THE SHALLOW AND THE DEEP, LONG RANGE ECOLOGY MOVEMENTS, Inquiry (Oslo), 16 1973.

29) United Nations Development Programme, Inge Kaul, Isabelle Grunberg, Marc A. Stern, edit. Global public goods: international cooperation in the 21st century. Oxford University Press, 1999.

ての自然環境。地球規模での人為的共有財 (human-made global commons) としての国際法、科学知識。地球規模での政策的所産 (global policy outcomes) としての平和の維持、健康の増進、金融の安定がある。

3－5 まとめ

以上の議論をまとめると、人間を取り巻く環境問題は、今日、排出権や水資源の環境保護を巡る議論は、①あくまでも取引にかんするシステムであり、権利という制度論ではとらえない。権理としてとらえる。②個別の権利を確定していく問題ではなく、自らが所属する共同体の環境に対して各人が責任を負うと考える共同体主義に基づく責務として考える。③究極の目的は人間の利益のために行うのではなく、共通善のために行う。④これらの実務的な運営管理には、他の人々の正直さに依拠し信頼するという関係モデル、すなわち信託概念で取り組むのがいいと考えられる。⑤分子論ではなく全体論としてとらえる。以上が基本枠組みである。

4. 水資源保護を巡る論点

4－1 わが国における水の権 総有

明治に入り私有を核概念とする近代法導入にあたり、ローマ法の私有に基づく法政策が実施されようとした。しかし、当時の漁業関係者と農業関係者はこれに反対し、共同体の権利を主張した。そのためにわが国の民法では、「総合的実在人」という概念による組合組織を認め、「総有」という「単に多数人の集合にとどまらない一箇の団体が所有の主体であると同時にその構成員が構成員たる資格において共同に所有の主体であるような共同所有」を生み出したことは周知の通りである。これは、「団体が所有の主体であると同時に、その構成員たる資格において共同の主体であるような共同所有」³⁰⁾として法制度化された。所謂「水利権」や「漁業権」である。

このような総有概念の下、土地と水は不可分のものとして扱われてきた。すなわち、水が土地と切りはなされ、独立の交換財としては認識されてこなかったのである。故に、日本では土地の所有権を有するとその水利用は、土地の所有権に付属していると考えられている。しかし、これを西洋の所有権概念で使用することは日本では認められていない。これを所有権を歪めているとみるかはどちらの立場に立つかだけの異なりではあるが、渡辺が入会慣行等を例に挙げながら「日本社会の深層部に、市民法的私有財産制度が、まだ、ゆきとどいていないことを示している」³¹⁾と指摘している。このことは、わが国における権利のあり方を考える上で重要である。

30) 嘉田由紀子『水辺暮らしの環境学』昭和堂 261-263 頁 2001。

熊本一規『公共事業はどこが間違っているか－コモンズ行動学入門－早わかり入会権・漁業権・水利権』まな出版企画書房 27 2000。

31) 渡辺洋三『法というものの考え方』日本評論社 59-70 頁 1989。

これを一物一権主義との対比で考えてみる事しよう。「私」に帰属し得ないものを「公」としてきた一物一権主義の法体系においては、所有権がおよぶ対象にかんして他者を排除し、他者の利用を規制する権利は個人に属する。そしてその管理処分は個人の自由とされている。しかしながら、これが自然の資源となると、そうとも言い切れない。例えば、英国では湖が個人の所有であることは珍しくないが、この湖の所有者は環境保全に義務を負い自由管理とはなっていない。信託の原則が働くからである。このような、所有とその義務という関係はわが国では用いられない。

わが国の民法では、「私」と「公」とに二分されているように見えるが、公と私を包括する形で「共」が存在している。「総有」とは分割不能な自然の資源であるという前提のもと、集団が所有権を持ち、その構成員が利用する。これが「総有」である。

そうすると、このような空間の中で、権利は観念できず、権理に基づく調整が必要でありよって、それらを社会システムの概念でとらえると、メガ・システムという概念となる。故に、わが国の水資源にかかわる法的問題は、メガ・システムとして把握し思考され、政策化される必要が生じるのである。

4-2 権利として構成することの問題点

水資源の環境保護を例にこれらを権利として構成した場合に、権利間の調整から、そもそもの目的である水質保護政策が実践できない例を判例・裁判例で見ていくこととしよう。環境保護問題を権利として構成した場合の典型例は「紀伊長島町水道水源保護条例事件」³²⁾に見ることができる。概略は、水源地に産業廃棄物処理施設を立地しようとしたことにつき市が条例を設けこれを規制した行政行為が、廃棄物処理法と水源管理の相反を招いた事件である。廃棄物処理法での廃棄物処理施設の許可制と、立地規制型の水道水源保護条例との抵触関係が問題となった。最高裁は「町は業者と協議し、その立場を不当に害さないよう配慮する義務がある。原審にはその観点からの審理や判断はない。義務違反がなかったか、審理を尽くすべきだ」と審理を差し戻し、差し戻し名古屋高裁熊田士朗裁判長（満田明彦裁判長代読）は、原告の請求通り、同町の設置禁止処分を取り消す町側敗訴の判決を言い渡した³³⁾。

このように水資源特に生活水の環境保護を巡り権利として構成し法的処理をおこなうと

32) 最高裁平成16年12月24日第二小法廷判決 民集58巻9号2536頁、判時1882号3頁、判タ1172号123頁。

33) 紙面の都合からここでは判例評釈が目的ではないので、問題点としてのみ指摘しておく。詳しくは下記の文献を参照にされたい。

内藤悟「条例はどう進化し伝播していくか－命をはぐくむ水の条例」法学セミナー（1997年）55頁、同「産業廃棄物処理をめぐる地方自治体の法政策による対応」。

福士明「紀伊長島町水道水源保護条例規制対象事業場認定処分取消請求事件」法令解説資料総覧281号2005103頁。

北村喜宣「市町村真っ青！？－ある水源保護条例違法判決」北村喜宣・福士明・下井康史『産廃法談』環境新聞社2004。

本来の目的主旨である、地域住民の飲み水の環境保護が達成できない場合が存在する。利益の調整として構成するとこのような問題を生じるのである。分子論思考の弊害である。

さらなる問題として、上流域と下流域の経済的利益となるとさらに調整がつかなくなる事が予想される。

4－3 飲料水源保護の2大分類 ～水源地保護か流域保護か～

飲料水保護を大別すると、水源地保護と流域保護の2大分類ができる。欧州は主として水源地保護が政策的課題である。これは、ペストやコレラの流行による歴史的経緯から欧州では河川の水は危険と考え地下水源を主として用いるからである。例えば、ドイツとフランスでは、水道水の水源の周りを保護地域にしたり、水源の上流には廃棄物の処分場はもちろんガソリンスタンドや工場さえ作らせないといった厳しい法的規制を設けている。一方、日本では流域保護が主たる政策的課題となる。

4－4 川上と川下の経済格差問題

河川における水質管理の核心的な問題の1つは川上と川下の経済格差である。一般論として川上には肥沃な平地が少なく自然は多いが経済発展はされていない。他方川下地域は経済発展がされている所が多い。川下の飲料水の水質確保は川上における環境保護の要請となる。他方、川上側が経済開発をおこなう場合には、汚染問題とその規制の受益者は川下地域となり、規制に伴う費用負担者と受益者の不均衡問題が生じる。このような問題は、権利の調整としては解決がつかないものであり、むしろこの不均衡是正は、信託方式の活用などが有効であり具体的な施策については後の金井・田村論文を参考にされたい。

4－5 事例研究 琵琶湖・淀川水系の環境保護政策

琵琶湖・淀川水系は流域1600万人以上の飲料水源となっている。この流域を事例としてとりあげるのは、2県2府にまたがる広域の飲料水と工業用水確保と同時に、上流域から下流域に至までの工業並びに生活排水問題が凝縮されているからである。この流域では、琵琶湖・淀川水系にその水源を大きく依存しており、上流から下流まで取排水が混在しながら繰り返し利用される特徴がある。そして、有機汚濁問題から、琵琶湖でのカビ臭、淡水赤潮の発生をはじめとして、微量有害物質、環境ホルモンなど新たな有害物質の発生、水系感染症の原因となる耐塩素性の病原性微生物が確認されるなど、流域の水質管理問題が凝縮されている。

このような困難な問題に対処するために、流域の各行政区は単体ではなく、水環境の保全を共通善とした広域連合の取り組みというメガ・システムとしての解決をはかっている。

まず、川上の琵琶湖の周辺では、21世紀によりよい水環境を取り戻すため、「マザーレイク21構想」のもと、行政や市民が協力して水質保全に動き始めている。そこでは、琵琶湖流域の水環境を地域市民、行政、企業が一体となって守り、失われつつある、水をめ

ぐる自然と人との関係を取り戻すことを目指した取り組みが展開されている。

琵琶湖から続く淀川流域では、平成9年の河川法改正に伴い、「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されたことを契機に、「河川整備計画」が策定されることになり、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入された。「淀川水系流域委員会」が制定され、淀川水系において「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に近畿地方整備局によって設置され、広域の共通善としての水質保護に共同体が形成されている。

4-6 以上から

環境保護問題諸概念を権利として構成すると、本来の目的を達成できず、飲用水の水源環境保護という課題が他の権利により達成できないことが確認された。そして広域河川流域の環境保護は水をめぐる自然と人との関係を取り戻すという観点から住民参加の共通善共有とその達成というメガ・システムの構築が最も望ましいということが確認された。

5. おわりに

本論では、増水と水利環境保護のメガ・システムと信託を考察する上で、環境保護に関する諸概念を、権利として構成するのではなく、国家又は国民の環境保全義務又は責任として構成して考察を進めた。それは、環境関係の諸規定は、本質的に個人の権利ではなく他者に対する禁止権として構成されている。そして、本源的に、権利(right)ではなく取引システム(Trading System)である。これを利害関係、特に経済的利益や発展との調整を要するシステムとして調整するには、個々の権利として構成するよりは、環境保護という共通善に根ざした義務として構成し、その観点からの禁止権として効力を発する方が良いと考えられる。そして、環境保護には地域行政と住民の生活環境、言い換えれば、水をめぐる自然と人との関係を取り戻すことを目指した取り組みを促進する共通善の構築というメガ・システム構築が望ましいことが明らかになった。

環境保護を巡る諸概念、例えば、排出権と呼称される概念は、権利ではなく、権理として構成して考察することが今後の研究には求められる。

[Ⅲ] メガ・システム・イニシアティブにおける金融機関の役割

1. はじめに

1992 年、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)³⁴⁾ が設立され、金融業界において環境問題の国際的な連携が開始された。当初、同イニシアティブが共通の課題として捉えていたものは、環境問題が中心であったが、その後、社会問題、企業統治問題に検討対象の範囲が拡大し、2006 年には、同イニシアティブの主導により、機関投資家の資産運用に ESG (環境、社会、統治の複合判断投資行動) への配慮を求める国連責任投資原則 (PRI)³⁵⁾ が制定された。また、プロジェクトファイナンスの分野では、2003 年にエクエーター原則 (赤道原則)³⁶⁾ が制定されている。

金融業界のこのような動きは、近年とみに活発になってきている。例えば、PRI の署名機関数は加速度的に増加しており、2011 年 7 月末現在で 920 社となった。これらの署名機関の資産総額を合計すると実に 30 兆ドルにも上り、そのすべてが ESG に配慮したものではないにしても、株式市場、ひいては企業行動そのものに一定の影響力を及ぼすには十分な規模になってきたと見てよい。

しかしながら、環境が金融業界のメインストリームになってきたかと問われれば、そこまでの浸透度はない。一般的な投資家や預金者が、運用リターンや金利を犠牲にしてまで ESG を重視するわけではなく、金融機関による環境や ESG への配慮は、与信や運用に関連した一プロダクトの域を出ていない。今後、金融において ESG のメインストリーム化を目指すにあたっては、[I] のメガ・システムへの配慮が付加価値として評価される市場を構築していかなければならない。

2. 日本における環境と金融の最新動向

近時、日本では、2010 年夏に中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」がまとめた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において、「日本版環境金融行動原則」の策定が提言されたことを受け、2011 年 10 月、国内金融機関による自主的なポリシーである「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21 世紀金融行動原則)³⁷⁾」が策定された。

本原則の策定作業にあたっては、環境省を事務局として自主的に参集した金融機関が起草委員会を構成し、1 年間に渡る議論を重ねたのであるが、日本の金融機関が、業態、規模、地域等に囚われない横断的な枠組みのもとで協働することは異例であり、また、1 年もの時間をかけ自主的な原則を練り上げていったプロセスも過去あまり例がなく、国内金

34) UN 「UNEP Finance Initiative Innovative financing for sustainability
1992 < <http://www.unepfi.org/> > (アクセス：2012 年 2 月)。

35) UN 「PRI Principles for Responsible Investment
2006 < <http://www.unpri.org/> > (アクセス：2012 年 2 月)。

36) The Equator Principles Association 「Equator Principles
2011 年 < <http://www.equator-principles.com/> > (アクセス：2012 年 2 月)。

37) 環境省「報道発表資料」2011 < <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14289> > (アクセス：2011 年 12 月)。

融機関における ESG への関心の高まりが伺える。

本原則は、「全文」、「7つの原則」のほか、以下の業態別の3つのガイドライン、運用・証券・投資銀行業務ガイドライン、保険業務ガイドライン、預金・貸出・リース業務ガイドラインで構成されている。

原則
1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

本原則の内容に関しては、前文に「不確実性を含んだ科学的知見であっても、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる場合は、率直に耳を傾け、事業活動にも慎重な姿勢で臨むことが望ましい。」という、従来にない金融機関の新しいリスク管理のあり方として、「予防原則」の考え方が盛り込まれている。

また、本原則は、国際的なイニシアティブとの連携を宣言する一方で、随所に地域への配慮の重要性を強調しており、地域金融機関に対し、いわゆる "Think globally, act locally" を促している。

本原則は、2011 年 11 月から署名の受付を開始し、既に参加金融機関は 100 を超え、さらに増加している。本原則の署名機関が互いに連携しながら環境の取組みを進めることで、日本における環境金融のメインストリーム化の進展が期待されている。

3. 環境金融の具体例

環境金融と一口に言っても、業態によって取組みの内容は全く異なっており、グローバルに活動する会社と地域に特化した会社とでは、当然提供する商品・サービスに差異がある。ここでは、筆者が所属する三井住友トラスト・グループが展開している環境金融事業を題材として、具体例を紹介し、主な論点を整理する。

3－1 三井住友トラスト・グループの環境金融事業に対する考え方

三井住友トラスト・グループでは、CSR（企業の社会的責任）の一環として環境金融事業に取り組んでいる。CSR というと社会貢献をイメージする向きもあるが、当グループでは、CSR を新しい成長戦略の一つと位置付け、本業として取り組んでいる。これは、他行の CSR と比較した場合の大きな特徴である。

なお、CSR を成長戦略と位置付ける考えは、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が唱えている「共通価値の創造」（CSV: Creating Shared Value）のコンセプトに近い³⁸⁾。「共通価値の創造」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方であり、当グループでは、経営理念やCSRの基本方針において、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合したトータルソリューションサービスを駆使し、さまざまなステークホルダーと協働しながら社会的な問題を解決し、それによって当グループ自身の収益を追求する考えを明示している。中でも環境金融については、「環境（エコ）の問題に対し、信託（トラスト）の機能を活用して解決（ソリューション）に貢献していく」という趣旨から、当該業務を「エコ・トラステーション」と命名し、問題解決型の商品・サービスの開発・提供に注力している。

3－2 エコ・トラステーションの2つのテーマ

三井住友トラスト・グループがエコ・トラステーションを推進する上で特に重視しているテーマが気候変動問題と生物多様性問題である。

このうち気候変動問題は、言うまでもなく現在のエネルギー政策に直結している。特に福島第一原発事故が発生した日本では、原子力発電に対する信頼が薄れ化石燃料への依存を継続せざるを得ない状況にあり、省エネルギーの一層の推進や再生可能エネルギーの利用拡大、排出権の活用を複合的に行うことにより、気候変動問題に配慮したエネルギー政策を展開することが求められている。この分野で金融機関が果たす役割は極めて大きい。

当グループにおいては、以下の気候変動対応行動指針を定め、さまざまな角度から取り組みを強化している。

【気候変動対応行動指針】

38) マイケル・E・ポーター、マーク・R・クラマー、『共通価値の戦略』、DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー 2011 6 月号。

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

一方、生物多様性問題は、2010年10月に名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、名古屋議定書や愛知目標の採択という極めて大きな成果を生んだこともあり、近年大きな注目を集めている。当グループでは、以下の生物多様性保全行動方針を定めて、先進的な金融商品・サービスを開発し、日本におけるリーダー的な役割を果たしている。

【生物多様性保全行動指針】

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的、社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

3-3 気候変動問題に対する具体的取組み事例（信託を活用した排出権取引）³⁹⁾

39) 【参考文献】中央三井トラスト・ホールディングス編「詳解排出権信託制度設計と活用事例」中央経済社 2008。

当グループは、排出権（本論では温暖化防止基本法上の算定割当量をいう）を気候変動問題に対する補完的な対応手段と位置付け、さまざまな金融商品の開発を進めている。

①信託スキームのメリット

排出権については、信託を使わずとも売買が可能であるが、取引にあたり信託スキームを活用することによって、以下のメリットを享受することができる。

ア．登録済排出権の管理

排出権は、村上の権利概念である。取引にあたっては、当事者間で専用の管理口座を開設する必要があるが、信託を活用すれば、受託者が口座の開設・管理等を行うことから、委託者は、当該事務を負担することなく、排出権取引に参加することができる。

イ．排出権の決済・移転

排出権は、専用の管理口座による移転事務が必要であることから、決済資金と引渡しに時間差が生じる。そこで、信託を活用し、決済資金を受託者に留め置くことで同時履行を実現し、取引の安全を図ることができる。

ウ．排出権の小口購入

排出権は、何万トンといった単位で売買されるのが通例であり、小口の需要には対応していない。しかし、信託を活用し、排出権を小口の受益権に転換することによって、より多くの主体に排出権取引参加への道を開くことができる。

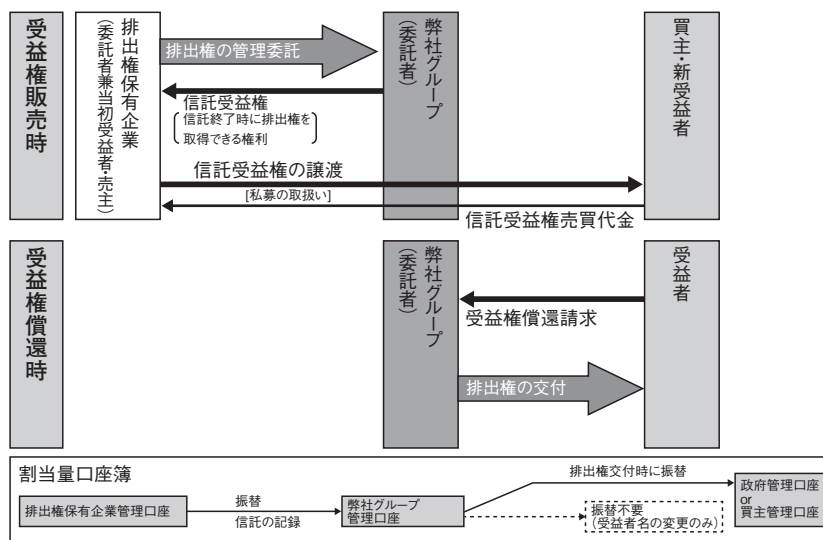
エ．受益権への質権設定

現状、日本の法制度においては、排出権に質権を設定する仕組みが存在しない。信託を活用し、排出権を受益権化すれば、当該受益権に質権を設定することができる。

②具体的商品

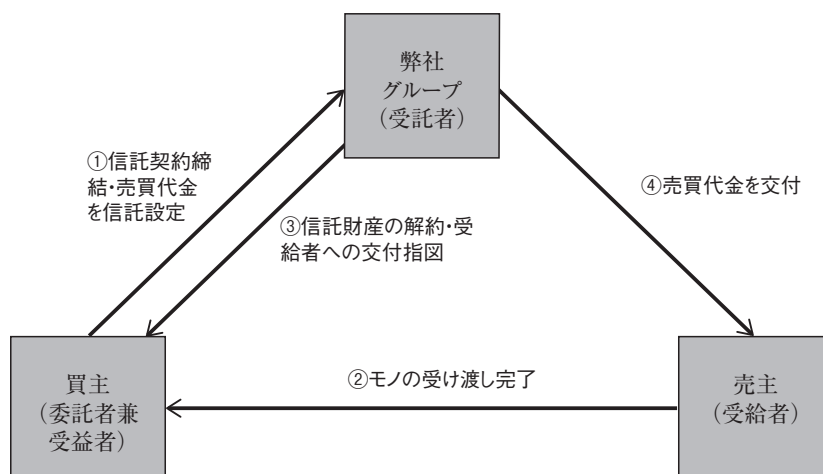
ア．信託を活用した排出権小口化商品スキーム

排出権を小口化するため、①委託者である排出権保有企業の管理口座から受託者の管理口座へ排出権を移転（信託）し、②受託者が排出権信託受益権を発行、③受託者が当該受益権を小口需要家へ仲介する。受益権の償還時には、受託者が管理口座内の排出権を政府管理口座乃至受益者の管理口座へ移転する。なお、本スキームには、当初信託財産を排出権とするものと、当初信託財産を金銭として受託者が排出権を買付けるスキームの2種類がある。



イ. 排出権決済資金保管信託

排出権決済にあたっての同時履行を確保するため、①買主から排出権購入代金を受託した後に、②売主から買主への排出権の移転を確認し、③買主からの指図を受け、④購入代金を売主に送金する。



ウ. カーボン・オフセット・リース

リース契約者の二酸化炭素排出量を実質的にゼロにするため、省エネタイプの機器等のリース物件について、使用により排出される二酸化炭素量に応じた排出権信託受益権を手当とする。

③排出権信託に関する要点

温室効果ガス排出規制の法的枠組みに基づく算定割当枠の数に応じ、様々な種類の排出権が存在する。日本の信託銀行が受託の対象とする排出権は、温暖化防止基本法に規定された京都クレジット（算定割当量）に限定されている。

これは、法的安定性を有しているからである。つまり、当該排出権のみが、温暖化防止基本法という明確な立法において、動産類似の財産権であることが示唆され、また、私法上の取引ルールが規律されている。一方、他の排出権枠組については、財産権としての法的安定性を欠いていると考える。

ただし、京都クレジット以外の排出権についても、物権的財産権の視点から離れ、「特定の人に対し、何れかの口座簿上の温室効果ガス排出記録を書き換えることを請求する権利（債権）」として捉え受託することは検討されている。

3-4 生物多様性問題に対する具体的取組み事例

①公益信託「日本経団連保護基金」

当グループは、2000年から、経団連自然保護協議会より公益信託「日本経団連自然保護基金」を受託している。同基金は、経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の寄付を受け、国内の自然保護活動や開発途上地域において NGO などが行う自然保護活動への助成を行っている。

②環境格付融資における生物多様性の評価

当グループは、2010年2月から生物多様性の評価を含む「環境格付融資」を取り扱っている。当グループは、生物多様性が今後企業にとってマテリアリティ（企業の財務に影響を与える重要な要因）を持つようになるとの考えから、企業の生物多様性に関する取り組みを主要な評価項目に位置付けた独自の格付基準を構築している。

③生物多様性 SRI ファンド

2010年8月、当グループは、生物多様性の保全に積極的に取り組む日本企業に投資する生物多様性 SRI ファンド「生物多様性企業応援ファンド（愛称：生きものがたり）」を発売した。資産運用において生物多様性の観点から企業のリスクと機会を分析する世界で初めての取り組みとして、海外からも注目を集めている。

④不動産価格に着目した生物多様性ビジネス

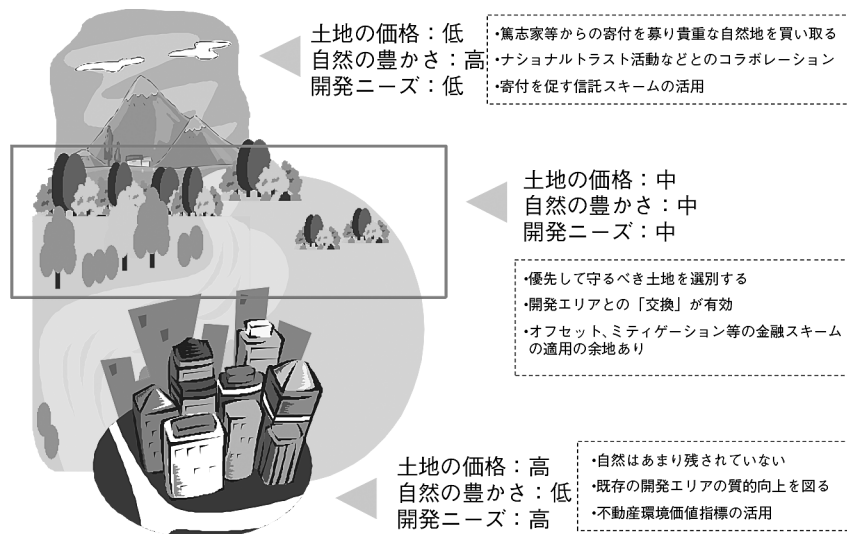
生きものが生きていく「場」とその「場」をつなぐ「道」の確保が「エコロジカルネットワーク」の考え方である。当グループは、様々な金融スキームを活用し、日本全土にシームレスなエコロジカルネットワークを構築することに貢献したいと考えている。

例えば、自然が豊かな都市からの遠隔地の保全については、当該地は不動産価格も低いことから、保全に向けた最も手っ取り早い方法は、土地そのものを買付け、所有権に基づく排他的な管理を行うことである。それには、当該買付け資金を篤志家から募る金融商品の開発などが考えられる。

一方、都市部の自然の保全については、不動産価格が高いことから前述と同様の手法は採りづらい。都市部では、そもそもとして保全すべき自然が少ないという事情もあることから、不動産オーナーが自らの敷地に生物多様性を復活させ、蝶が舞い小鳥が

鳴くような環境を作り出すことで不動産価値をさらに引き上げるインセンティブを作り出すことが重要となる。

では、この両者の中間地には何が考えられるか。中間地は、自然の価値も不動産価値も「中程度」である。そこで、中間地では、開発するエリアと自然を残すエリアを峻別し、それらをうまく調整する金融スキームを導入することが必要であり、[I]のメガ・システムのファイナンスで構想したように、ミティゲーション・バンク⁴⁰⁾などの金融スキームを導入することが考えられる。



当グループは、上記のエコロジカルネットワークの構築を支援するため、以下のような金融商品を開発、もしくは検討している。

ア．社会貢献寄付信託

ナショナルトラスト活動とは、開発のために破壊される可能性のある希少種の生息地などを、トラスト地として市民が買い取り、守っていく活動である。例えば、財団法人日本生態系協会では、長崎県対馬のツシマヤマネコの生息地や鹿児島県奄美大島のアマミノクロウサギの生息地、北海道黒松内町の北限のブナ林を、トラスト地として購入している。当グループは、個人からの寄付金を信託財産として受託し、各種団体へ継続的な寄付を行う社会貢献寄付信託を開発し、当該商品の寄付先の一つとして、同団体を指定し、ナショナルトラスト活動の支援を行っている。

イ．環境配慮型開発・建築コンサルティング

当グループは、開発の進んだ都市部の生態系回復には、個別不動産単位の取り組

40) ミティゲーション（環境破壊の緩和）を専門に行う事業を推進し、その周辺で開発行為を行う事業者に対してミティゲーションの価値をクレジットとして販売する仕組み。

みの積み重ねが重要であると考えている。このようなコンセプトに基づき、環境配慮型開発・建築コンサルティング業務において、不動産の緑地部分における地域生態系への配慮とそのための第三者認証の取得をアドバイスしている。

ウ．企業遊休地などの活用提案

都市部と遠隔地の中間地には里山などが広がっており、生態系保全のためのさまざまな機能が備わっている。このような中間地には企業遊休地なども多数あり、当グループは、こうした企業遊休地にミティゲーション・バンクなどのスキームを導入することで、開発地域と保全すべき地域のすみ分けが可能になると提言している。

4. おわりに

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の前文には、「持続可能な社会の基本は、明日を不安に思うことなく今日一日が生きられることにありと考える。とすれば現在世代は、自らはもとより将来世代の為にも人と地球を取り巻く様々な問題の解決に真摯に取り組み、自然と共生する安全で安心できる生活を目指していかねばならない。」という一文がある。2011年3月11日の大震災で多くの日本人は「不安のない明日が来ることがあるのだろうか」という思いを持った。持続可能な社会の形成は、あらゆるステークホルダーの積極的なコミットなしには実現し得ない課題であり、資金の流れや利害関係者の調整等を担う金融業界が果たすべき役割は大きい。メガ・システム・イニシアティブを具体化し、共通価値の創造に向け、努力を持続することが必要であろう。